

令和 4 年 5 月 20 日  
不動産・建設経済局建設業課

## 「入契法適正化指針」の一部変更について（閣議決定）

共同企業体の類型としての復旧・復興 J V、建設発生土の適正処理の推進のための取組、資材価格の高騰を踏まえた適切な契約変更の実施などの内容を盛り込んだ「入契法適正化指針」の一部変更が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

公共工事の発注にあたっては、激甚化・頻発化する災害への対応力の強化、建設発生土の適正処理の推進、資材等の価格高騰への対応のための公共工事の受発注者間の適切な価格転嫁、ダンピング対策等の取組の徹底などが急務となっています。

こうした背景を踏まえ、公共工事の発注者が講ずべき具体的な措置について定める「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（入契法適正化指針・平成 13 年 3 月 9 日閣議決定、令和元年 10 月 18 日最終変更）について所要の変更を行いました。

### 2. 概要

#### I. 復旧・復興 J V、建設発生土の適正処理

- 大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図るため、共同企業体の類型として被災地域内外の建設企業で構成される**復旧・復興 J V**を追記
- 建設発生土の適正処理の推進のため、指定利用等の取組や適切な費用負担の徹底に向け
  - ・設計図書に明示するなどして関係者間で共有すべき情報の例示に**建設発生土の搬出先に関する情報**を明記
  - ・予定価格の設定に当たり適正な積算を行うべきものの例示に**建設発生土等の運搬・処分等に要する費用**を明記

#### II. 適切な契約変更

- 受発注者間で適切な価格転嫁が行われるよう、契約変更の必要性が生じうる事情の例示に**資材等の価格の著しい変動、納期遅れ等**を明記

#### III. その他

- ダンピング対策の理由として、公共工事を実施する者の**適正な利潤の確保**について追記
- ダンピング対策の徹底を図るため、**低入札価格調査基準等を適正な水準で設定**することについて追記
- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るため、**国・発注者による CCUS 活用促進の取組**について追記

#### 【お問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室 課長補佐 青木  
連携推進係長 山本  
TEL : 03-5253-8111 (内線 24723,24783) 直通 : 03-5253-8278 FAX : 03-5253-1553